

歯科材料09 歯科用研削材料
一般医療機器 歯科用研削器材 70908000
i-CAST MD-500S用 ミリングバー

【形状・構造及び原理等】

[形状・構造]

(単位: mm)

種類	刃先径	首下長	コーティング	材質
ジルコニア用	φ2	20	DLC	超硬合金
	φ1	12		
	φ1	8		
	φ0.6	10		
PMMA用	φ2	16	ダイヤモンド	
	φ1	12		
ハイブリッド レジン用	φ2	16		
	φ1	12		
	φ0.6	6		
ジルコニア用 PMMA用	φ1	20	DLC	

原理：専用の加工機に取り付けて切削加工を行う。

【使用目的又は効果】

専用の加工機に取り付けて、歯科材料の研削加工に用いる。

【使用方法等】

[組み合わせて使用する医療機器]

販売名：歯科用ミリングマシン MD-500S

届出番号：13B2X10330000004

製造販売元：キヤノン電子株式会社

[使用方法]

- ① 歯科用ミリングマシン MD-500Sの取扱説明書に従い、本品を歯科用ミリングマシン MD-500Sに取り付ける。
- ② 歯科用ミリングマシン MD-500Sに加工データを転送して切削加工を行う。

[使用方法に関連する使用上の注意]

- ① 本品を歯科用ミリングマシン MD-500Sに確実にセットし、振れないことを確認すること。
- ② 本品は歯科用ミリングマシン MD-500Sにコレットホルダーを用いて取り付けを行う。その際、異物混入や刃先指定長に注意すること。

【使用上の注意】

1) 使用注意

- ① 本品は歯科用ミリングマシン MD-500S以外の加工機には使用しないこと。
- ② 損傷、変形（錆、表面キズ、曲がり、汚染）などのあるものは、使用しないこと。
- ③ 本品の切削能力に低下が見られた際は交換の目安とすること。
- ④ 本品は刃物であるため、取り扱いに注意すること。
- ⑤ 本品を歯科用ミリングマシン MD-500Sに取り付けた際はブレやがたつき等の異常がないことを確認してから加工を行うこと。

【保管方法及び有効期間等】

[保管方法]

- ・ 水分、腐食性薬剤及びその蒸気の暴露を避けて、外圧（物理的負荷）及び汚染を受けないように保管すること。
- ・ 本品は、歯科の従事者以外が触れないように適切に保管・管理すること。

*【製造販売業者及び製造業者の氏名又は名称等】

製造販売元：株式会社ニッシン

住所：〒621-0001

京都府亀岡市旭町樋ノ口88

ホームページ：www.nissin-dental.jp

販売元：株式会社アイキャスト

電話番号：0120-228582（フリーダイヤル）

電話受付時間 月～金（祝日を除く）

午前 10：00～12：00 午後 1：00～5：00